

第2章 関係地域

「環境影響評価に関する条例」（平成9年3月27日兵庫県条例第6号）第12条第1項の規定に基づき、関係地域として西宮市が定められている。

関係地域位置図は、図2-1に示すとおりである。

なお、図2-1に示す「対象区域」は、概要書における事前調査の範囲であり、事業の実施により環境影響を受けるおそれのある最大の範囲（景観における認知限界距離）が含まれる範囲として、概要書段階の都市計画対象道路事業実施区域から約3kmの区域をいう。

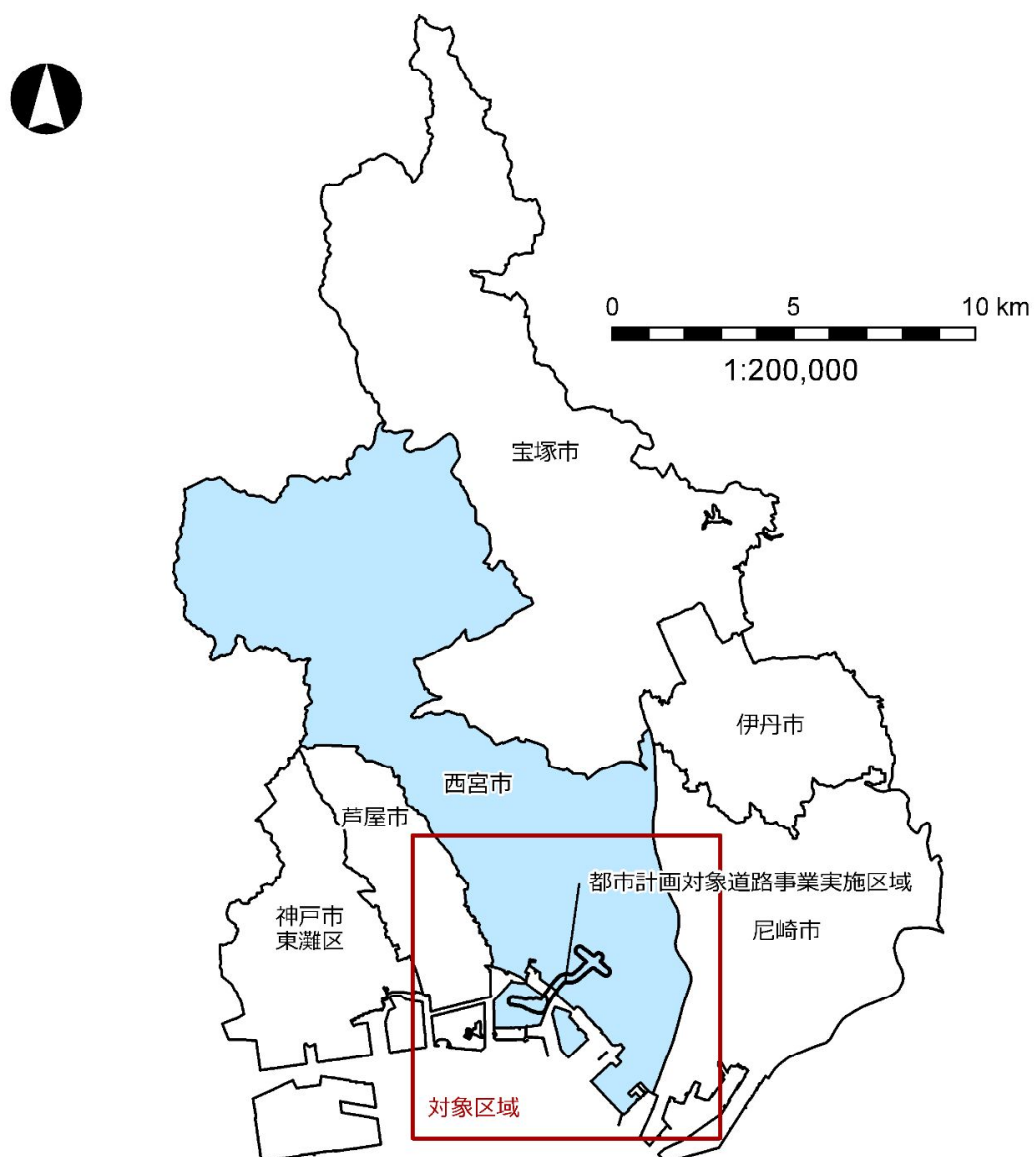


図2-1 関係地域位置図